

環境保全型農業直接支払交付金交付要綱

制定 平成 23 年 4 月 1 日 22 生産第 10955 号
最終改正 令和 3 年 4 月 1 日 2 生産第 2453 号
農林水産事務次官依命通知

(通則)

第 1 農林水産大臣は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成 26 年法律第 78 号)第 3 条第 3 項第 3 号に規定する事業を実施するため、環境保全型農業直接支払交付金実施要綱(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 生産第 10953 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)に基づいて行う事業(以下「交付事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として農林水産大臣が認める経費(以下「交付対象経費」という。)について、予算の範囲内において、都道府県(以下「交付金事業者」という。)に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件(平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号)及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件(平成 18 年 6 月 20 日農林水産省告示第 881 号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象及び交付率)

第 2 交付対象経費及び交付率は、別表に定めるところによる。

(申請手続)

第 3 交付規則第 2 条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 1 号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けよう

とする交付金事業者は、交付申請書を当該都道府県の区域を管轄する地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 2 交付規則第2条の農林水産大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定及び通知等)

- 第4** 地方農政局長等は、第3第1項の規定による交付申請書の提出があつたときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、交付金事業者に対しその旨を通知するものとする。
 - 2 第1項の決定に当たっては、地方農政局長等は必要な条件を付することができるものとする。
 - 3 第3第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る第1項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。
 - 4 交付金事業者は、第3第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(計画変更の申請等)

- 第5** 交付金事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更（中止又は廃止）承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 交付事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第4項に規定する軽微な変更を除き、交付金の増額を伴う変更も含む。
 - (2) 交付事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 交付金事業者は、前項各号に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。
- 3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 4 地方農政局長等は、第1項の変更（中止又は廃止）承認申請書の提出があり、その内容について事情やむを得ないと認めたときは、承認し、その旨を交付金事業者に通知するものとする。
- 5 交付規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が別に定める軽微な変更

は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(概算払の請求)

第6 交付金事業者は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第6号の概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に協議が調った範囲で行うものとする。

2 交付金事業者は、概算払により間接交付事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(事業遅延の届出)

第7 交付金事業者は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては速やかに別記様式第4号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第8 交付金事業者は、交付事業の交付決定に係る年度の第3四半期の末日現在において、別記様式第5号により遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、第6の概算払請求書を提出した場合は、これをもって遂行状況報告書に代えることができるものとする。

(実績報告)

第9 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、交付金事業者は、交付事業の完了の日（第5第1項による廃止の承認があったときを含む。）から起算して1箇月を経過した日又は交付金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日（交付金の全額が概算払により交付された場合においては、交付金の交付決定のあった年度の翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(交付金の額の確定等)

- 第10** 地方農政局長等は、第9の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の成果が交付決定の内容（第5第1項第1号に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付金事業者に通知するものとする。
- 2 地方農政局長等は、交付金事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 2の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内の日（ただし、都道府県において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合には、当該命令のなされた日から90日以内で地方農政局長等が定める日とすることができる。）とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

- 第11** 地方農政局長等は、第5第1項第2号の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第4第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 交付金事業者が、法令又は本要綱若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 交付金事業者が、交付金を交付事業以外の用途に使用した場合
- (3) 交付金事業者が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 間接交付事業者が、間接交付事業の実施に関し法令に違反した場合
- (5) 間接交付事業者が、間接交付金を本事業以外の用途に使用した場合
- (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 2の場合には、地方農政局長等は交付金事業者に対してその理由を示すものとする。

- 4 地方農政局長は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、第2項の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 5 第2項の規定による交付金の返還及び第4項の加算金の納付については、第10第3項の規定を（括弧書除く）準用する。

(交付金の経理)

- 第12** 交付金事業者は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 交付金事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 前項及び第13に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付金調書)

- 第13** 交付金事業者は、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第7号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(間接交付金交付の際付すべき条件)

- 第14** 交付金事業者は、管内の市町村長に交付金を交付するときは、第5及び第7から第13までの規定に準ずる条件並びに適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱に従うべきことを条件に付さなければならない。

附 則

- 1 この通知は平成 24 年 4 月 6 日から施行する。
- 2 平成 23 年度に実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は平成 25 年 5 月 16 日から施行する。
- 2 平成 24 年度に実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、平成 27 年 4 月 10 日から施行する。
- 2 平成 26 年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

附 則

- 1 この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の環境保全型農業直接支払交付金交付要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の環境保全型農業直接支払交付金交付要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の環境保全型農業直接支払交付金交付要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の環境保全型農業直接支払交付金交付要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

別表（第2及び第5関係）

事業	経費の内容	交付率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
環境保全型 農業直接支払 交付金	農業者団体等が実施要綱別 紙第1の4に規定する活動に 要する経費に充てるため、市町 村が農業者団体等に対し交付 金を交付するのに要する経費	定額		1 交付金の増 2 交付金の30% を超える減

別記様式第1号(第3関係)

〇〇年度環境保全型農業直接支払交付金交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
(北海道にあつては北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年度において下記のとおり事業を実施したいので、環境保全型農業直接支払交付金交付要綱(平成23年4月1日付け22生産第10955号農林水産事務次官依命通知)第3の規定により、下記のとおり交付を申請する。

なお、事業の内容等は、別添のとおりである。

記

環境保全型農業直接支払交付金 円

(注) 添付書類として、環境保全型農業直接支払交付金交付要綱別記様式第1-1号を添付すること。

別記様式第1-1号

1 事業の目的

--

2 事業計画（又は実績）及びその内容

(1) 取組（又は実施）件数等

取組（又は実施）件数	取組（又は実施）市町村数	備考

(2) 取組（又は実施）面積等

対象取組	取組（又は実施）面積 (a)	交付額（国費） (円)	前年度交付額（国費） (円)	備考
5割低減の取組と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組				
5割低減の取組とカバークロープ（緑肥の作付け）を組み合わせた取組				
5割低減の取組とリビングマルチ（緑肥の作付け）を組み合わせた取組				
5割低減の取組と草生栽培（緑肥の作付け）を組み合わせた取組				
5割低減の取組と不耕起播種を組み合わせた取組				
5割低減の取組と長期中干しを組み合わせた取組				
5割低減の取組と秋耕を組み合わせた取組				
有機農業の取組				
地域特認取組				
合 計				

3 経費の配分

(単位：円)

区 分	事業に要する (又は要した) 経費 (A+B+C)	負担区分			備考
		交付金 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	
環境保全型農業直接支払交付金					

4 事業完了（予定）年月日

年 月 日

5 堆肥施用量等の届出状況

作物 (品目)	堆肥の種類	設定した施用量 (t/10a)	国の交付金の 10a当たりの交付単価 (円/10a)	国の交付金と一体的に 地方公共団体が交付する 交付金を加えた交付金の 10a当たりの単価 (円/10a)	備考

6 添付書類（添付書類名を記載すること。）

(1) 都道府県の交付金の交付に関する規程又は要綱

(2) その他地方農政局長等が必要と認める書類

(3) 添付書類について、都道府県のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第2号(第5関係)

〇〇年度環境保全型農業直接支払交付金変更（中止又は廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
（北海道にあっては北海道農政事務所長、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった事業の実施について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、環境保全型農業直接支払交付金交付要綱（平成23年4月1日付け22生産第10955号農林水産事務次官依命通知）第5第1項の規定により、承認されたく申請する。

なお、その他については、〇月〇日付け番号交付申請書記載のとおりとする。

記

- (注) 1 記の記載事項は、別記様式第1号の記に準ずる。添付書類として、環境保全型農業直接支払交付金交付要綱別記様式第1-1号を添付すること。
この場合において、「変更（中止又は廃止）の理由」を添付するとともに、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 交付金の額が増額（減額）する場合には、件名の「〇〇年度環境保全型農業直接支払交付金変更承認申請書」を「〇〇年度環境保全型農業直接支払交付金の変更及び追加（減額）交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、環境保全型農業直接支払交付金交付要綱第5第1項の規定により、承認されたく申請する。」を「下記のとおり変更したいので、環境保全型農業直接支払交付金交付要綱第5の1の規定により、交付金〇〇〇円を追加交付（減額承認）されたく申請する。」とする。

別記様式第3号（第6関係）

〇〇年度環境保全型農業直接支払交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

地方農政局長（官署支出官地方農政局総務管理官） 殿
（北海道にあっては北海道農政事務所長（官署支出官北海道農政事務所総務管理官）、
東北農政局管内各県、関東農政局管内各都県、九州農政局管内各県にあっては地方
農政局長（官署支出官地方農政局総務部長）、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（官署支出官沖縄総合事務局総務部長））

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定通知のあった事業について、環境保全型
農業直接支払交付金交付要綱（平成23年4月1日付け22生産第10955号農林水
産事務次官依命通知）第6の規定により概算払を受けたいので、下記のとおり請求する。

記

請求金額 金 円

区 分	交 付 決定額 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残 額 (A) - ((B)+(C))		備 考
		金 額	出来高	金 額	〇月〇日 まで予定 出来高	金 額	〇月〇日 まで予定 出来高	
環境保全型農業直接支払交付金	円	円	%	円	%	円	%	

（注）環境保全型農業直接支払交付金交付要綱第8のただし書の規定に基づき、概算払
請求書をもって遂行状況報告書に代える場合は、「備考」欄に「遂行状況報告（第〇
・四半期末の進捗度〇〇%）」等の記載をすること。また、本文に「併せて下記のと
おり事業の遂行状況を報告する」と追記すること。

別記様式第4号(第7関係)

〇〇年度環境保全型農業直接支払交付金遅延届出書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
(北海道にあつては北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあつた事業について下記の理由により(予定期間内に完了しない/遂行が困難となつた)ため、環境保全型農業直接支払交付金交付要綱(平成23年4月1日付け22生産第10955号農林水産事務次官依命通知)第7の規定に基づき届け出ます。

記

1 補助事業が(予定の期間内に完了しない/遂行が困難となつた)理由

2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費 (A+B)	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日までに 実施するもの		
		事業費 (A)	出来高 比率	事業費 (B)	事業完了 予定年月日	
環境保全型農業直接支払 交付金	円	円	%	円		

(注1) 括弧内は、該当するものを記載すること。

(注2) 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求める場合のみ記載すること。

別記様式第5号（第8関係）

〇〇年度環境保全型農業直接支払交付金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
（北海道にあつては北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定通知（及び〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で変更通知）のあつた事業について、環境保全型農業直接支払交付金交付要綱（平成23年4月1日付け22生産第10955号農林水産事務次官依命通知）第8の規定により、下記のとおり事業の遂行状況を報告する。

記

区 分	総事業費 (A+B)	事業の遂行状況				備考
		第〇・四半期までに 完了したもの		第〇・四半期以降に 実施するもの		
		事業費 (A)	出来高 比率	事業費 (B)	事業完了 予定年月日	
環境保全型農業直接支払 交付金	円	円	%	円		

別記様式第6号(第9関係)

〇〇年度環境保全型農業直接支払交付金実績報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
(北海道にあっては北海道農政事務所長、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知(及び〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で変更通知)のあった事業について、下記のとおり実施したので、環境保全型農業直接支払交付金交付要綱(平成23年4月1日付け22生産第10955号農林水産事務次官依命通知)第9の規定により、その実績を報告する。

[また、併せて精算額として環境保全型農業直接支払交付金〇〇〇円の交付を請求する。]

記

環境保全型農業直接支払交付金 円

- (注) 1 精算額が変更のない場合は [] の部分は除くこと。
2 記の記載事項は、別記様式第1号の記に準ずる。添付書類として、環境保全型農業直接支払交付金交付要綱別記様式第1-1号を添付することとし、市町村に対し交付金を交付している場合にあつては、様式中5(2)の備考欄に市町村の交付を完了した年月日を記載すること。
3 交付金の交付の決定に係る内容及び経費の配分(変更された場合は変更後の内容等)並びに実績報告の内容及び経費の配分を比較対照できるように作成するものとし、事業計画及びその内容、経費の配分及び収支予算は変更となった部分についてのみ変更前を括弧書きで記載すること。
4 添付書類については、帳簿等の写し又は交付金調書の写しを添付すること。
また、このほか、交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があつたものについては、必要書類を添付すること。

別記様式第7号 (第13関係)

〇〇年度
農林水産省所管

国		地方		公共			団体		名		備考
交付事業名	交付決定の額	交付率	歳入		歳出		科目	科目	科目	科目	
	円		予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫交 付金相当額	支出 済額	うち国庫交 付金相当額	円	
〇〇事業			円			円				円	
〇〇費											
〇〇費											
その他											

記載要領

- 1 「交付事業名」欄には、別表の事業の名称のほか、当該交付事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目的内訳の経費であるときは、歳入の「科目」欄には、その目的内訳まで記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額、追加更正予算額、追加更正予算額、追加更正予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 交付事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越(歳出予算額の繰越(歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかつた部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。))が行われた場合における翌年度に行われる当該交付事業に係る交付金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書()すること。

